

第三十條 本聯盟經費ハ每期予算ヲ編成シ中央委員會協賛ヲ經ル
ニトヨ要ス

第三十一條 本聯盟會費ハ組合員一名ニ付金七錢トス
但シ中央委員會ニ於テ緊急必要アリト認メタル時ハ臨時徴収スルコト
ヲ得

第三十二條 本聯盟會費ハ每月末各加盟組合會計ヨリ本部會計
ニ納メスルモトス

第三十三條 會計決算期ヲ毎年四月十日ノ二期トシ每期報告表ニ作製
シ各加盟組合報告スルモトス

第三十四條 本聯盟會計監査ハ各加盟組合會計検査委員之任
ス會計検査委員ハ各加盟組合ヨリ一名宛選定スルコト

第三十五條 本則第二章 加盟及脱退

第三十六條 本則第三條ニ該當スル組合ニシテ會員百名以上ヲ有スルモハ
本聯盟ニ加盟スルコトヲ得
但シ組合員百名以下ノ場合ハ地方聯盟機關内ノ組合又ハ單一組合ニ

附屬セシム

第三十七條 本聯盟ニ加盟セントスルモハ本部又ハ地方聯盟ニ出資スル
第三十八條 本聯盟ニ加盟シタル組合ハ本聯盟ニ宣言綱領主旨等協約
ヲ締結スル義務ヲ有ス

第三十九條 本聯盟ニ加盟シタル組合員ニシテ本則第三條ニ該當スル資
格ヲ失ヒタル時ハ脱退ト看做ス

但シ組合員ニシテ本聯盟ニ出資メタル時ハ此ノ限リニアラズ

第四十條 本聯盟ニ加盟シタル組合員ニシテ本聯盟ノ精神ニ背反シ本取
盟が面目ヲ損傷スル行ハスハ本聯盟ノ統制ヲ紊シ義務ヲ履行セ
サル場合ハ大會ノ決議ニ依リ除名ス

第八章 附則

第四十一條 本則ハ大會ノ協賛ヲ經ルニ非サレバ更改スルコトヲ得ス
第四十二條 本則ハ大正十五年六月廿七日ヨリ之ヲ施行ス